

広島県告示第五百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十五条において準用する生活保護法第四十九条の規定によって、同法による施術を担当する者として、次のものを指定した。

平成二十三年六月二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	岡本 栄広	住所	施設		業務の種類	指定年月日
			名称	所在地		
		東広島市西条町御菌宇一〇〇〇番地三八Vie w三七五 一〇 一号	栄広堂マツサ ージ堂	東広島市西条町御菌宇一〇〇番地三八 V i e w 三七 一〇 一号	あん摩マツサ ージ	平成二三年 三月一日